

大阪府営吹田竹見台住宅要求水準書（案）（入居者移転支援編）に対する質問・意見に対する回答

平成21年10月16日

NO	頁	大	中	小	他	タイトル	質問・意見	回答
1	6,7	第2	5	(1)		業務概要・業務全体フロー図	第一工区・第二工区における現在の居住者戸数をお教え下さい。	第一工区は155戸、第二工区は210戸です。（平成21年10月1日現在）
2	6,7	第2	5	(1)		業務概要・業務全体フロー図	第一工区・第二工区における現在の住戸の間取りをお教え下さい。	第一工区は3K、4LDK（約55～70㎡/戸）、第二工区は3K、3LDK（約55㎡/戸）です。
3	14	第3	4	(2)		仮移転に関する希望確認業務・業務内容	移転先の府営吹田竹見台住宅・吹田市桃山台住宅・UR住宅の空室状況・特に高齢者や障がい者の希望の多い低層階の空き室状況・空き駐車場状況をお教え下さい。	他の吹田竹見台住宅及び吹田桃山台住宅において仮住居として使用する戸数は、後日、要求水準書（入居者移転支援業務編）にて提示します。なお、UR住宅の空室状況及び空き駐車場状況については、府では把握していません。
4	15	第3	4	(3)		仮住居・仮駐車場確保等の状況把握業務・業務内容	空き住戸がある場合（特に1階部分に）仮移転事務所を開設することは可能でしょうか。	空き住戸を仮移転支援事務所を開設することは可能です。現在、第一工区の1階部分には空き住戸（2戸）があります。なお、第二工区の空き住戸については仮住居として使用予定となっておりますので、全ての階において空きはありません。
5	15	第3	4	(4)		仮住居・仮駐車場確保等に対する支援業務・業務内容	第一工区・第二工区における現在の駐車場の使用状況をお教え下さい。	第一工区では148区画のうち104区画、第二工区では90区画のうち70区画が利用されています。（平成21年10月1日現在）
6	19	第3	4	(5)		仮移転先の補修業務	仮移転先の補修業務実施後の検査はどちらが行いますか。	検査は事業者にて実施し、結果を府に報告してください。なお、検査時に府が立ち会う場合があります。
7	26	第4	4	(1)		賃貸借契約の締結業務・業務内容	UR住宅の月額賃料の上限額はおいくらでしょうか。	仮移転の約2ヶ月前に府が決定します。